

沖繩県南部地域 循環型社会形成推進地域計画

糸満市
豊見城市
与那原町
西原町
南城市
八重瀬町

南部広域行政組合

平成28年3月31日策定

平成30年3月29日策定

平成30年11月26日変更

目 次

1. 地域の循環型社会を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) 広域化計画の対応状況	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 一般廃棄物等の処理の目標	3
3. 施策の内容	6
(1) 発生抑制、再使用の推進	6
(2) 処理体制	7
(3) 処理施設の整備	18
(4) その他の施策	18
4. 計画のフォローアップと事後評価	19
(1) 計画のフォローアップ	19
(2) 事後評価及び計画の見直し	19
循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧	20
様式1	20
様式2（糸豊環境美化センター）（東部環境美化センター）	21
様式3（糸豊環境美化センター）	22
様式3（東部環境美化センター）	23
参考資料様式2（糸豊環境美化センター）	24
参考資料様式2（東部環境美化センター）	26
別添1（1）	27
別添1（2）	28
別添2（1）	29
別添2（2）	30

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 糸満市、豊見城市、与那原町、西原町、南城市、八重瀬町
面積 164.06 km²
人口 247,986 人

(糸満市及び豊見城市：平成 26 年 10 月 1 日現在)

(与那原町、西原町、南城市及び八重瀬町：平成 27 年 3 月 31 日現在)

人口及び面積の内訳

市町村名	糸満市	豊見城市	与那原町	西原町	南城市	八重瀬町	合計
面積 (km ²)	46.63 km ²	19.45 km ²	5.18km ²	15.90km ²	49.94km ²	26.96km ²	164.06km ²
人口 (人)	59,988 人	61,426 人	18,670 人	36,307 人	42,219 人	29,376 人	247,986 人

(2) 計画期間

本計画は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 6 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

南部広域行政組合の構成自治体である 6 市町は、沖縄本島の南部に位置し、那覇市の東南部に位置している。

当組合で処理する生活系一般廃棄物については、近年増減を繰り返し、ほぼ横這いである。人口増加傾向にある中で、ごみ発生量が横這い傾向であることから、1 人当たりのごみ発生量は、減少傾向にある。生活系一般廃棄物については、引き続き排出抑制、再生利用の推進を図る。

事業系一般廃棄物においても、生活系同様に増減を繰り返し、ほぼ横這い傾向にあるが、今後、企業誘致の促進や平成 32 年開業予定のマリントウン東浜地区への大型 M I C E の建設に伴い、ごみ発生量の増加が予想されることから、排出事業者等に対して、廃棄物減量・リサイクルの指導を行い、排出抑制、再生利用の推進を図るものとする。

当組合が保有する糸豊環境美化センター（ごみ焼却施設 全連続燃焼式 200 t / 日）においては、平成 23 年に焼却灰等を資源化する目的で既設ごみ焼却施設を改造し、灰溶融施設（ストーカ直結溶融炉 22 t / 日）を整備し、焼却灰をスラグにして土木資材等への有効利用を図っている。また、東部環境美化センター（ごみ焼却施設 全連続燃焼式 98 t / 日）においては、平成 26 年度から南城市全域及び八重瀬町の可燃ごみの受入を行っており、焼却施設の一部集約化を図っている。

両施設においても、廃棄物の適正処理、施設の維持管理等が重要な課題であり、施設強化を図るため基幹的設備改造工事を行い、施設の延命化を図るものとする。

これらの施策により、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

(4) 広域化の検討状況

当組合は、平成 30 年 4 月に旧糸満市・豊見城市清掃施設組合、旧東部清掃施設組合及び旧島尻消防清掃組合（清掃のみ）との組織統合を行い、旧清掃組合が保有する施設について引き継ぎ管理運営を行っている。

一方で、平成 39 年度を目標とし、新たな焼却施設等（一元化施設）の建設に向けた取り組みを行っている。当該施設が建設されるまでの間、既存施設を延命化させる必要がある。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

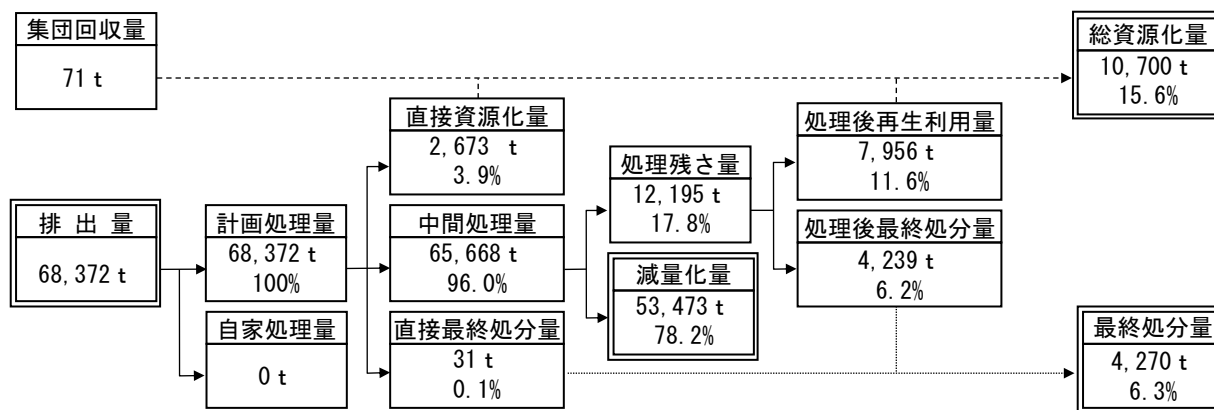
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 26 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、68,443 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 10,700 トン、リサイクル率(=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))は 15.6%である。

中間処理による減量化量は 53,473 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 8 割が減量化されている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 61,067 トンである。



※ 排出量及び処理量は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 26 年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1～3-3 及び図 2 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標（構成 6 市町）

指 標 ・ 単 位		現状（割合※ ¹ ） （平成 26 年度）		目標（割合※ ¹ ） （平成 34 年度）	
排出量	事業系 総排出量	22,536	トン	21,626	トン（-4.0%）
	1 事業所当たりの排出量※ ²	3.8	トン/事業所	3.4	トン/事業所（-10.5%）
	生活系 総排出量	45,836	トン	45,822	トン（-0.03%）
	1 人当たりの排出量※ ³	171	kg/人	162.6	kg/人（-4.9%）
合 計	事業系生活系排出量合計	68,372	トン	67,448	トン（-1.4%）
再生利用量	直接資源化量	2,673	トン（3.9%）	3,387	トン（5.0%）
	総資源化量	10,700	トン（15.6%）	15,722	トン（23.3%）
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量）	0	MWh	0	MWh
減量化量	中間処理による減量化量	53,473	トン（78.2%）	47,708	トン（70.7%）
最終処分量	埋立最終処分量	4,270	トン（6.2%）	4,169	トン（6.3%）

- ※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量合計に対する割合
 ※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)
 ※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)
 ※ 排出量及び処理量の割合は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。
 ※ 糸豊環境美化センターにおいては、平成30年9月より飛灰を最終処分場で埋立処分を行っている。
 (平成30年8月までは飛灰の山元還元)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

表2 減量化、再生利用に関する構成市町の現状（内訳）糸満市・豊見城市

指標・単位		糸満市の現状（割合） （平成26年度）	豊見城市の現状（割合） （平成26年度）
排出量	事業系 総排出量	6,391 トン	6,738 トン
	1事業所当たりの排出量※1	2.70 トン/事業所	2.38 トン/事業所
	生活系 総排出量	11,023 トン	10,660 トン
	1人当たりの排出量※2	170.1 kg/人	165.7 kg/人
合計 事業系生活系排出量合計		17,414 トン	17,398 トン
再生利用量	直接資源化量	203 トン (1.2%)	1,876 トン (10.8%)
	総資源化量	3,425 トン (19.7%)	4,631 トン (26.6%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	0 MWh	0 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	13,989 トン (80.3%)	12,767 トン (73.4%)
最終処分量	埋立最終処分量	0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)

表2-2 減量化、再生利用に関する構成市町村の現状（内訳）与那原町・西原町

指標・単位		与那原町の現状（割合） （平成26年度）	西原町の現状（割合） （平成26年度）
排出量	事業系 総排出量	1,913 トン	3,977 トン
	1事業所当たりの排出量※1	5 トン/事業所	13 トン/事業所
	生活系 総排出量	3,484 トン	6,520 トン
	1人当たりの排出量※2	171 kg/人	163 kg/人
合計 事業系生活系排出量合計		5,397 トン	10,497 トン
再生利用量	直接資源化量	0 トン (0%)	594 トン (5.7%)
	総資源化量	319 トン (5.9%)	737 トン (7.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	0 MWh	0 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	4,401 トン (81.5%)	8448 トン (80.5%)
最終処分量	埋立最終処分量	677 トン (12.5%)	1,312 トン (12.5%)

表2-3 減量化、再生利用に関する構成市町村の現状（内訳）南城市・八重瀬町

指標・単位		南城市町の現状（割合） （平成26年度）	八重瀬町の現状（割合） （平成26年度）
排出量	事業系 総排出量	2,421 トン	1,096 トン
	1事業所当たりの排出量※1	9 トン/事業所	7 トン/事業所
	生活系 総排出量	8,196 トン	5,953 トン
	1人当たりの排出量※2	175 kg/人	187 kg/人
合計 事業系生活系排出量合計		10,617 トン	7,049 トン
再生利用量	直接資源化量	0 トン (0%)	0 トン (10.8%)
	総資源化量	1,037 トン (9.8%)	551 トン (7.8%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	0 MWh	0 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	8,290 トン (78.1%)	5,578 トン (79.1%)
最終処分量	埋立最終処分量	1,361 トン (12.8%)	920 トン (13.1%)

※1 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※2 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

※ 排出量及び処理量は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

表3 減量化、再生利用に関する構成市町村の目標（内訳）糸満市・豊見城市

指 標 ・ 単 位		糸満市の目標（割合） （平成34年度）		豊見城市の目標（割合） （平成34年度）	
排出量	事業系 総排出量	6,211	トン	6,536	トン
	1事業所当たりの排出量※1	2.57	トン/事業所	2.04	トン/事業所
	生活系 総排出量	11,219	トン	11,772	トン
	1人当たりの排出量※2	149.8	kg/人	159.5	kg/人
	合 計 事業系生活系排出量合計	17,430	トン	18,308	トン
再生利用量	直接資源化量	318	トン (1.8%)	2,355	トン (12.9%)
	総資源化量	3,787	トン (21.7%)	4,806	トン (26.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	0	MWh	0	MWh
減量化量	中間処理による減量化量	13,039	トン (74.8%)	12,904	トン (70.5%)
最終処分量	埋立最終処分量	604	トン (3.5%)	598	トン (3.3%)

表3-2 減量化、再生利用に関する構成市町村の目標（内訳）与那原町・西原町

指 標 ・ 単 位		与那原町の目標（割合） （平成34年度）		西原町の目標（割合） （平成34年度）	
排出量	事業系 総排出量	1,865	トン	3,725	トン
	1事業所当たりの排出量※1	5	トン/事業所	12	トン/事業所
	生活系 総排出量	3,397	トン	5,994	トン
	1人当たりの排出量※2	123	kg/人	116	kg/人
	合 計 事業系生活系排出量合計	5,262	トン	9,719	トン
再生利用量	直接資源化量	0	トン (0%)	714	トン (7.3%)
	総資源化量	1,186	トン (22.5%)	2,209	トン (22.7%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	0	MWh	0	MWh
減量化量	中間処理による減量化量	3,587	トン (68.2%)	6,609	トン (68.0%)
最終処分量	埋立最終処分量	489	トン (9.3%)	901	トン (9.3%)

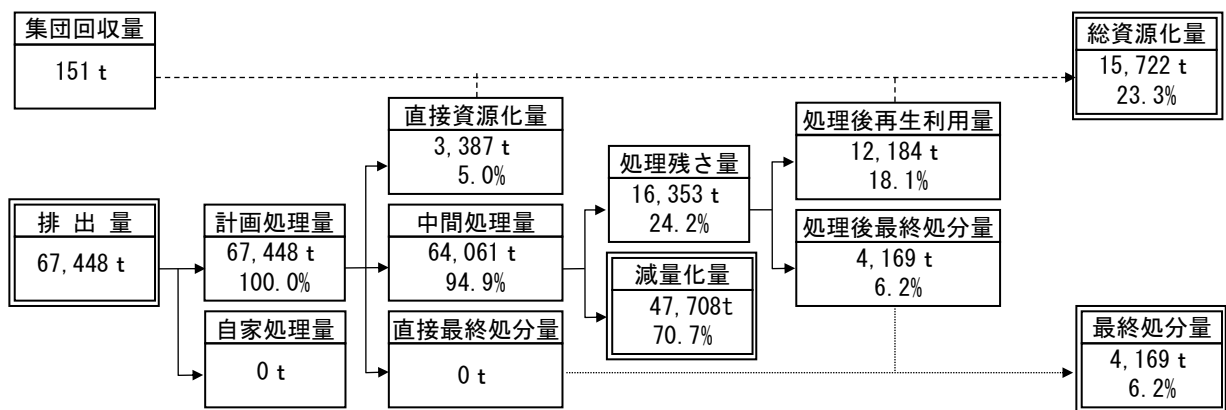
表3-3 減量化、再生利用に関する構成市町村の目標（内訳）南城市・八重瀬町

指 標 ・ 単 位		南城市の目標（割合） （平成34年度）		八重瀬町目標（割合） （平成34年度）	
排出量	事業系 総排出量	2,230	トン	1,059	トン
	1事業所当たりの排出量※1	8	トン/事業所	6	トン/事業所
	生活系 総排出量	7,661	トン	5,779	トン
	1人当たりの排出量※2	119	kg/人	141	kg/人
	合 計 事業系生活系排出量合計	9,891	トン	6,838	トン
再生利用量	直接資源化量	0	トン (0%)	0	トン (0%)
	総資源化量	2,215	トン (22.4%)	1,519	トン (22.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	0	MWh	0	MWh
減量化量	中間処理による減量化量	6,888	トン (69.6%)	4,681	トン (68.5%)
最終処分量	埋立最終処分量	939	トン (9.5%)	638	トン (9.3%)

※1 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※2 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

※ 排出量及び処理量は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。



※ 排出量及び処理量の割合は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成34年度)

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

生活系一般廃棄物については、指定袋及び処理券制を導入し有料化を実施している。

事業系及び直接持込廃棄物については、適宜ごみ処理手数料の改定を行っており、平成22～23年度にかけて、ごみ処理手数料を4円/kgから6円/kgへ改定し徴収している。

今後、生活系・事業系ごみ処理に係る料金の見直しを概ね5年に一度の頻度で行い、社会情勢、ごみ量の変動等を注視し、3R推進のため適正な費用負担について検討を行う。

生活系一般廃棄物有料化の状況

市町	もやせるごみ	もやせないごみ	資源ごみ	粗大ごみ	有害/危険ごみ
糸満市	大 200 円/10 枚 中 150 円/10 枚 小 100 円/10 枚	大 200 円/10 枚 中 150 円/10 枚 小 100 円/10 枚	大 100 円/10 枚 中 70 円/10 枚 小 50 円/10 枚	収集: 1点300円 自己搬入: 60円/10kg	大 200 円/10 枚 中 150 円/10 枚 小 100 円/10 枚
豊見城市	大 216 円/10 枚 中 183 円/10 枚 小 162 円/10 枚	大 216 円/10 枚 中 183 円/10 枚 小 162 円/10 枚	大 118 円/10 枚 中 86 円/10 枚 小 64 円/10 枚	収集: 大1点324円(10kg以上) 小1点162円(10kg以下) 自己搬入: 60円/10kg	小 162 円/10 枚
与那原町	大 200 円/10 枚 中 150 円/10 枚 小 100 円/10 枚	大 200 円/10 枚 中 150 円/10 枚 小 100 円/10 枚	—	収集: 大1点600円 小1点300円 自己搬入: 60円/10kg	大 200 円/10 枚 中 150 円/10 枚 小 100 円/10 枚
西原町	大 200 円/10 枚 中 150 円/10 枚 小 100 円/10 枚	大 200 円/10 枚 中 150 円/10 枚 小 100 円/10 枚	—	収集: 大1点600円 小1点300円 自己搬入: 60円/10kg	大 200 円/10 枚 中 150 円/10 枚 小 100 円/10 枚
南城市	大 200 円/10 枚 中 150 円/10 枚 小 100 円/10 枚	大 200 円/10 枚 中 150 円/10 枚 小 100 円/10 枚	—	収集: 大1点600円 小1点300円 自己搬入: 60円/10kg	大 200 円/10 枚 中 150 円/10 枚 小 100 円/10 枚
八重瀬町	大 200 円/10 枚 中 150 円/10 枚 小 100 円/10 枚	大 200 円/10 枚 中 150 円/10 枚 小 100 円/10 枚	—	収集: 大1点600円 小1点300円 自己搬入: 60円/10kg	大 200 円/10 枚 中 150 円/10 枚 小 100 円/10 枚

イ 環境教育・普及啓発

環境教育については、小学校、事業所、公共団体の施設見学を受入れ、3Rの推進等についての学習や児童生徒の職場体験学習を実施している。今後も引き続き施設見学等を実施していく。

普及啓発については、構成市町のホームページや広報誌を通してごみ減量に繋がる分別周知徹底や家電リサイクル法に基づき、適正処理の周知、ごみ問題やリサイクルについての情報発信を実施しており、今後もこれらの取り組みを継続していく。

ウ マイバッグ運動の推進

構成市町のホームページや学校及び自治会等で講座を開催し、マイバック運動の案内を行っており、引き続き住民や各団体と協力したマイバック運動の展開や、販売店等に対する過剰包装の自粛等に対する協力要請を行っていく。

エ 生ごみ処理器の普及

ごみ組成の約12%を占める生ごみの排出抑制を図るため、構成市町において生ごみ堆肥化講習会の実施や生ごみ処理機及び処理容器の購入助成を行っており、今後もこれらの取り組みを継続していく。

オ 事業系一般廃棄物の減量

構成市町の一般廃棄物許可業者を対象に事業系ごみの搬入、資源化について勉強会の開催、直接搬入される事業系一般廃棄物については、指導員を配置し、分別や資源化について指導を実施しており、今後もこれらの取り組みを継続していくとともに、事業所へのごみ排出量の削減の要請、それに加えて、紙類、厨芥類の選別、資源化についても要請していく。

(2) 処理体制

ア 生活ごみの処理体制の現状と今後

ごみの処理体制や分別区分、処理方法は、表 4~4-3 (P9~11 参照)、図 3~8 (P12~17 参照) の通りである。

現在、構成 6 市町とも大分別で「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「危険ごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」の 5 種類分別収集を行っている。

資源ごみについては、「古紙類（段ボール・紙パック・新聞紙類・本類）」、「布類」、「PET ボトル類」、「びん類」、「缶類」等の分別収集を行っており、施設においてさらに「金属類」、「使用済蛍光管」、「使用済乾電池」、「プラスチック類」、「使用済小型家電」の資源化を行っている。今後も継続して資源化に努めるとともに、新たな分別品目についても検討していく。

また、糸豊環境美化センターにおいては、平成 23 年には焼却灰等を資源化する目的で、既設ごみ焼却施設を改造し、灰溶融施設を整備した。これらの整備により、ごみの資源化

をより効率的に行えるようになった。

しかし、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の稼働から 17 年経過しており、施設の老朽化が進行しているため、ごみの適正処理を行えるよう施設の維持管理を行っていく必要がある。

今後とも施設の適正な維持管理を行い、この処理体制を継続して資源化率の向上を図っていくものとする。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

分別区分については、今後とも現在の分別収集体制を継続していく。

多量排出事業者を中心に事業者自らの資源化及び減量化計画策定を推進するよう指導し、事業系一般廃棄物の発生を抑制していくものとする。特に事業所の紙類やホテル等の厨芥類について排出量の削減、資源化を協議、要請していくものとする。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状及び今後も産業廃棄物を処理する計画はない。

エ 今後の処理体制の要点

- ◇ごみ問題やリサイクルについては、ホームページや広報誌等により情報を発信し、住民へごみに対する意識啓発を促す。
- ◇廃棄物処理施設の更新工事等により、今後とも施設の適正な維持管理を行い、この処理体制を継続して資源化率や減量化率の向上を図っていくものとする。
- ◇さらなる循環型社会形成のため、新たな分別品目について検討していく。
- ◇事業系ごみの減量化に向けて、大型施設、製造業者に対し排出抑制・処理計画を作成させ、計画管理を行う。

表 4 糸満市及び豊見城市のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成 26 年度)						
分別区分	糸満市			豊見城市		
	処理方法	処理施設	処理実績 (トン)	処理方法	処理施設	処理実績 (トン)
可燃ごみ	焼却・溶融処理	糸豊環境美化センター (ごみ焼却施設・灰溶融施設)	15,989	焼却・溶融処理	糸豊環境美化センター (ごみ焼却施設・灰溶融施設)	14,532
不燃ごみ			277			263
有害/危険ごみ	破碎・選別等処理	糸豊環境美化センター (粗大ごみ処理施設)	14	破碎・選別等処理	糸豊環境美化センター (粗大ごみ処理施設)	11
粗大ごみ			178			229
資源ごみ			956			2,363
缶類	リサイクル・一時貯留	糸豊環境美化センター	72	リサイクル・一時貯留	糸豊環境美化センター	72
びん類			430			324
ペットボトル			207			157
紙類			131			1,810
可燃ごみ (モデル地区のみ)	固形燃料化	ごみ燃料化施設	116	-	-	-
草木類 (自治会での清掃により排出されるもの)	堆肥化	堆肥化施設	-	-	-	-



今 後 (平成 34 年度)						
分別区分	糸満市			豊見城市		
	処理方法	処理施設	計画処理量 (トン)	処理方法	処理施設	計画処理量 (トン)
可燃ごみ	焼却・溶融処理	糸豊環境美化センター (ごみ焼却施設・灰溶融施設)	14,859	焼却・溶融処理	糸豊環境美化センター (ごみ焼却施設・灰溶融施設)	14,811
不燃ごみ			279			275
有害/危険ごみ	破碎・選別等処理	糸豊環境美化センター (粗大ごみ処理施設)	17	破碎・選別等処理	糸豊環境美化センター (粗大ごみ処理施設)	18
粗大ごみ			174			238
資源ごみ			2,101			2,966
缶類	リサイクル・一時貯留	糸豊環境美化センター	107	リサイクル・一時貯留	糸豊環境美化センター	90
びん類			444			407
ペットボトル			216			197
紙類			334			2,272
不燃ごみ (モデル地区のみ)	固形燃料化	ごみ燃料化施設	-	-	-	-
草木類 (自治会での清掃により排出されるもの)	堆肥化	堆肥化施設	1,000	-	-	-

※ 分別方法は、図 3、図 4 参照。

表 4-2 与那原町・西原町のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成 26 年度)						
分別区分	与那原町			西原町		
	処理方法	処理施設	処理実績 (トン)	処理方法	処理施設	処理実績 (トン)
可燃ごみ	焼却処理	東部環境美化センター(ごみ焼却施設)	4,895	焼却処理	東部環境美化センター(ごみ焼却施設)	9,563
不燃ごみ	破碎・残渣焼却・資源化	東部環境美化センター(粗大ごみ処理施設)	128 (21)	破碎・選別等処理	東部環境美化センター(粗大ごみ処理施設)	232 (119)
有害/危険ごみ			76 (14)			108 (24)
粗大ごみ			298 (284)			594 (594)
資源ごみ 東部・(愛の国)	リサイクル	東部環境美化センター・福祉施設委託(愛の園)	54	リサイクル	東部環境美化センター・西原町リサイクルヤード	133
金属			77			160
古紙類			22			32
布類			59			120
PET類			107			239
びん類			0			42
その他			0			11
食用油			業者委託			

※ 分別方法は、図 5、図 6 参照。

今 後 (平成 34 年度)						
分別区分	与那原町			西原町		
	処理方法	処理施設	計画処理量 (トン)	処理方法	処理施設	計画処理量 (トン)
可燃ごみ	焼却処理	東部環境美化センター(ごみ焼却施設)	3,970	焼却処理	東部環境美化センター(ごみ焼却施設)	7,335
不燃ごみ	破碎・残渣焼却・資源化	東部環境美化センター(粗大ごみ処理施設)	137 (67)	破碎・選別等処理	東部環境美化センター(粗大ごみ処理施設)	252 (214)
有害/危険ごみ			104 (68)			191 (54)
粗大ごみ			1,051 (1,051)			1,941 (1,941)
資源ごみ 東部・(愛の国) 資源ごみ	リサイクル 堆肥化	東部環境美化センター・福祉施設委託(愛の園)	275	リサイクル	東部環境美化センター・西原町リサイクルヤード	461
金属			395			663
古紙類			68			114
布類			203			340
PET類			245			410
びん類			-			193
その他			-			28
食用油			業者委託			

表 4-3 南城市・八重瀬町のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成 26 年度)							今 後 (平成 34 年度)								
分別区分	南城市			八重瀬町			分別区分	南城市			八重瀬町				
	処理方法	処理施設	処理実績 (トン)	処理方法	処理施設	処理実績 (トン)		処理方法	処理施設	計画処理量 (トン)	処理方法	処理施設	計画処理量 (トン)		
可燃ごみ	焼却処理	東部環境美化センター(ごみ焼却施設)	9,345	焼却処理	東部環境美化センター(ごみ焼却施設)	6,337	可燃ごみ	焼却処理	東部環境美化センター(ごみ焼却施設)	7,464	焼却処理	東部環境美化センター(ごみ焼却施設)	5,163		
不燃ごみ	砕・残渣焼却・資源化	島尻環境美化センター	252 (203)	破碎・選別等処理	島尻環境美化センターストックヤード	111 (84)	不燃ごみ	砕・残渣焼却・資源化委託処理	島尻環境美化センター	257 (68)	破碎・選別等処理委託処理	島尻環境美化センターストックヤード	177 (100)		
有害/危険ごみ			有害/危険ごみ												
粗大ごみ	委託処理	委託処理ヤード	197 (13)	委託処理	委託処理ヤード	140 (37)	粗大ごみ		委託処理ヤード	194 (20)		委託処理ヤード	132 (53)		
資源ごみ	リサイクル	島尻環境美化センターストックヤード	823 (750)	リサイクル	島尻環境美化センターストックヤード	461 (430)	資源ごみ	リサイクル	島尻環境美化センターストックヤード	1,976 (1,976)	リサイクル	島尻環境美化センターストックヤード	1,366		
金属			199			業者委託	104			金属類			338	255	
古紙類			180			島尻環境美化センターストックヤード	100			びん類			486	368	
布類			43				24			ペットボトル			83	63	
PET類			117			65	紙類			249			187		
びん類			293			-	166			びん類			301	-	228
白トレイ			4				2			白トレイ			9		4
その他			130				90			その他			598		414
集団回収			71	-	-	-	集団回収			151	-	-	-		

※ 分別方法は、図7、図8参照。

家庭ごみの正しい分け方・出し方

指定曜日を記入して下さい。
 (*裏面の地域別ごみ収集曜日一覧をご覧下さい。)

朝8時30分までに出して下さい

糸満市

資源ごみ

週1回 曜日

ひとりでばって出して下さい

※種類別にひとりでばって出して下さい。(袋には入れないで下さい)
 ※雨の日には、次回出すようにして下さい。
 ※紙類は、濡れるとリサイクルできません。
 ※資源ごみとして回収出来ないもの
 ・FAX用紙(感熱紙)、写真、雑誌、カーボン用紙→燃やせるごみへ

紙類

新聞紙 本類 段ボール 紙パック

※水洗いし、切り開いて出して下さい。はがきや封筒はコーティングされたものはもやせるごみへ。

それぞれ分別して資源ごみの袋に入れて下さい

かん類

飲料用のアルミ缶、スチール缶、ミルク缶、菓子缶、缶詰の缶など※中身を取り除き、軽く水洗いをし、資源ごみの袋に入れて出して下さい。
 ※ペナル缶(スプレー缶)は燃やせるごみへ

びん類

飲料用・調味料用のびん
 ※中身を取り除き、軽く水洗いをし、ふたを取って資源ごみの袋に入れて出して下さい。(ふたは、燃やせるごみ又は資源ごみ(かん類)へ)
 ※化粧品のびん、割れびんは燃やせるごみへ

ペットボトル

飲料用・調味料用のペットボトル(右の表示マークのあるものだけ出す)
 ※中身を取り除き、軽く水洗いをし、ふたを取って資源ごみの袋に入れて出して下さい。(ふたとラベルは燃やせるごみへ)
 ※食用用油、シャンプー用および柔軟剤用のボトルは燃やせるごみへ

かん類・びん類・ペットボトルの出し方

水洗い等適切な処理をし、それぞれに分別して、資源ごみの袋に入れて出して下さい。

かん類 びん類 ペットボトル

※水洗いし、切り開いて出して下さい。はがきや封筒はコーティングされたものはもやせるごみへ。

※水洗いし、切り開いて出して下さい。はがきや封筒はコーティングされたものはもやせるごみへ。

※水洗いし、切り開いて出して下さい。はがきや封筒はコーティングされたものはもやせるごみへ。

もやせるごみ

週3回 曜日

生ゴミ

台所から出てくる野菜くず、野菜など(水切りをして下さい)

草木類

木切れ、少量の雑草など

プラスチック類

ビニール、ポリ袋、食品トレイ、発泡スチロール、ビデオテープ、その他プラスチック製品(※ペットボトルは資源ごみへ)

紙くず

ティッシュ、ナプキン、油紙、カーボン用紙、感熱紙(FAX用紙など)

その他

紙おむつ、衣類、ゴム、高圧品など

もやせるごみの袋に入れて出して下さい

有害ごみ

月1回 曜日

蛍光灯

水銀体温計

割れない様に燃やせないごみ袋に入れて、有害ごみの収集日に出して下さい。

乾電池回収協力店で回収しますので袋に入れて下さい

乾電池 ボタン乾電池

市内の小売店、コンビニエンスストアに設置した乾電池回収箱に入れてください。

もやせないごみ

毎月 曜3・4・5 曜日

金属類

鍋、やかん、スプレン、箸くずなど(※スプレー缶は必ず使い切ってから出すようにして下さい)

ガラス類

瓶ガラス、瓶、化粧品のびん、磁球など(※割れ物などの危険なごみは、新聞紙などで包んで「危険」と書いて出して下さい)

陶器類

食器、花瓶、茶碗、土瓶など

小販の電化製品

ドライヤー、電扇、トースター、炊飯器、シェーバー、小型ラジオ、懐中電灯、電卓など

もやせないごみの袋に入れて出して下さい

粗大ごみ

週1回 曜日

電化製品

食器乾燥機、マッサージチェア、オーディオセットなど

家具類

タンス、イス、机、テーブル、じゅうたんなど

寝具類

ベッド、ふとん、まくらなど

木の枝・幹

長さ1メートル・直径15センチ以内に切って、束ねて出して下さい。※重さ10キロ以内

その他

自転車、ガスレンジなどの指定袋に入らないもの

※家電リサイクル法対象品を教えてください

市が収集しないごみ

一時多量ごみ

引っ越しや、空き地掘削などによって大量にでたごみ
 ※自ら環境美化センターへ搬入して下さい

事業系ごみ

店舗、会社、事業所などの事業活動によって出たごみ
 ※許可業者と契約して処理するか、自ら環境美化センターへ搬入して下さい

空き地やお墓等のごみ

空き地やお墓などの掘削に伴うごみは収集できません。

処理困難ごみ

家電リサイクル法対象品目(冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・テレビ・エアコン)、車のタイヤ、バッテリー、車の部品全般、石、コンクリート、ブロック、土砂、消化器、ガスボンベ、ボイラー、モーター、グランドピアノ、楽器類、建築廃材、ベンキ、配線のタンク、車庫の防水シート、農薬用ビニール、農薬など

家電リサイクル法について

テレビ、洗濯機(衣類乾燥機)、冷蔵庫(冷凍庫)、エアコンの4品目は法律により、リサイクルが義務付けられていますので販売店にリサイクル料金、運搬費等を支払い引き取って下さい。

ごみ出しのルールを守りましょう

- ごみはきちんと分別し、指定日の朝8時30分までに申し出ましょう。
- 指定袋は口を繋んでごみが出ないようにして下さい。ガムテープなどは使用しないで下さい。
- 燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ、資源ごみ(古紙類を除く)は糸満市の指定袋を使って下さい。(市指定袋以外のものは取換できません)
- 指定袋に入れるごみは、重さ10kg以内にして下さい。
- 日曜日及び正月(1月1日～3日)、子供の日(5月5日)、勤労感謝の日(11月23日)、台風でバスが運行したときは、ごみ収集は休みです。
- 一世帯あたり一度に出すごみの量は5袋以内にとめて下さい。
- 空き地やお墓など、居住外に出されたごみは収集できません。

ごみについての問い合わせ先 糸満市役所 市民生活環境課 TEL:840-8124 FAX:840-8154

図3 家庭ごみの正しい分け方・出し方(糸満市)

家庭ごみの正しい分け方・出し方



**あさ8時30分までに
出してください**
※3袋以内を1回の目安に出してください。

※正月(1/1~1/3)はごみの収集は、お休みです。
※子供の日(5/5)、勤労感謝の日(11/23)もごみ収集は、お休みです。ただし、その日の燃やせるごみは、翌日に収集します。そのため翌日の資源ごみの収集はお休みになりますのでご了承くださいませようお願いいたします。(台風の場合も同様の取り扱いになります。)

もやせごみ ※口は、必ずはぶってください。 ※もやせごみの袋に入れてください。	週2回 曜日	生ごみ ※生ごみは、水切りをしてから出してください。	食用油 ※牛乳パックなどに家庭用・業務用を詰め込んで出してください。容量は必ず出してください。容量は必ず出してください。容量は必ず出してください。	プラスチック類 OD、カセット、ビデオテープ、ビニール、ポリ袋、その他のプラスチック類 ※ペットボトルは、資源ごみへ	紙くず等 ファクス用紙(感熱紙)、カーボン用紙、ティッシュペーパー	細かい枝・草・葉類 ※枝・草・葉類は、必ず5分以下(注)※および長さ50cm以内、直径3cm以内、重量5kg以下でまとめて、用途の袋に入れて出してください。	その他 靴おむつ、衣類、ゴム、皮製品等 ※ゴミ等は、トイレに流す。		
	第1,3 曜日	スプレー缶 カセットコンロのボンベ、噴霧剤、ヘアスプレーなど ※スプレー缶は、完全に空になってから安全に穴を開けてから出してください。(アツタもやせごみ又はもやせごみへ)	金属類 なべ・やかん・ハンガー・かさなど ※おおむね長さ30cm以内のもの(30cm以内のものであっても収集車を放雑させるおそれのあるものは、粗大ごみとなる場合があります。)	金類類 なべ・やかん・ハンガー・かさなど 陶器・ガラス類、茶碗、皿、化粧びん、耐熱ガラスなど	小型の電化製品など カセットコンロのボンベ、噴霧剤、ヘアスプレーなど				
危険ごみ ※口は、必ずはぶってください。 ※危険ごみの袋に入れて出してください。	第1,3 曜日	蛍光灯 可能な限り販売店へ引き取らせてください。 ※重量が90g(長さ93cm)重量が25g(長さ30cm)までは、出すことが可能です。	割れガラス、びんなど ※割れた板ガラスや蛍光灯などで袋に入らないものは、粗大ごみで予約してください。 ※ニカド電池(充電式)・ボタン型水銀電池は可能な限り販売店へ	カミソリ、カッター、小型の鋸、のこぎりなど	ライター、乾電池				
	缶類 曜日	びん類 飲料用(ジュース、ビール、酒類、ワイン、ウイスキー、ドリンク類)、調味料用のびん	ペットボトル類 飲料用・調味料用(しょう油・みりんの容器)	食品トレイ(肉・魚など) ●中身は取り除き、軽く水洗いをして出してください。 ●ビールびんや一升びんなどのリターナブルびん(再度も繰り返し利用できるびん)は、できるだけ酒屋さんなどにお返しください。 ※びんの中に異物はいれなくてください。 ※化粧品びんは、もやせごみへ ※割れびんは、厚い紙等に包み危険ごみへ	新聞紙 ※新聞紙・チラシ(白紙を含む)※破りも十字にしる	本類 ※新聞紙・チラシ(白紙を含む)※破りも十字にしる	ダンボール ※破りも十字にしる	牛乳パック ※破りも十字にしる	
資源ごみ ※口は、必ずはぶってください。 ※資源ごみの袋に入れて出してください。	週1回 曜日	缶類 スチール缶、アルミ缶、菓子缶、缶詰の缶 ※スチール缶、アルミ缶には、表示マークがついています。	びん類 飲料用(ジュース、ビール、酒類、ワイン、ウイスキー、ドリンク類)、調味料用のびん	ペットボトル類 飲料用・調味料用(しょう油・みりんの容器)	食品トレイ(肉・魚など) ●中身は取り除き、軽く水洗いをして出してください。 ●ビールびんや一升びんなどのリターナブルびん(再度も繰り返し利用できるびん)は、できるだけ酒屋さんなどにお返しください。 ※びんの中に異物はいれなくてください。 ※化粧品びんは、もやせごみへ ※割れびんは、厚い紙等に包み危険ごみへ	新聞紙 ※新聞紙・チラシ(白紙を含む)※破りも十字にしる	本類 ※新聞紙・チラシ(白紙を含む)※破りも十字にしる	ダンボール ※破りも十字にしる	牛乳パック ※破りも十字にしる
	週1回 曜日	紙類 ※新聞紙・チラシ(白紙を含む)※破りも十字にしる	新聞紙 ※新聞紙・チラシ(白紙を含む)※破りも十字にしる	本類 ※新聞紙・チラシ(白紙を含む)※破りも十字にしる	ダンボール ※破りも十字にしる	牛乳パック ※破りも十字にしる	その他 ●畳タタキ ●ボード ●火災オイル ●ペンキ ●シンナー・肥料 ●建築廃材 ●廃知取・農薬 ●土・砂・コンクリート ●灰(灰汁など)・土 ●洗剤などの包装容器		
粗大ごみ 原則として30cm以上のごみとなります。(注) 30cm以内でも、収集車を破損させるおそれがあるごみは、粗大ごみとなる場合があります。 ※「粗大ごみ」は、事前に電話で申込み、粗大ごみ処理券を貼って出してください。 ●1回の目安は、おむね6個です。収入印紙は、申込時に貼付させていただきます。	「粗大ごみ」とは? 原則として30cm以上のごみとなります。(注) 30cm以内でも、収集車を破損させるおそれがあるごみは、粗大ごみとなる場合があります。 ※「粗大ごみ」は、事前に電話で申込み、粗大ごみ処理券を貼って出してください。 ●1回の目安は、おむね6個です。収入印紙は、申込時に貼付させていただきます。		粗大ごみ(大) ※1点で重さが10kg以上のもの。 タンス、机、ベッド、ベット用(マットレス)ソファ、食器棚、豆など		粗大ごみ(小) ※重さが10kg未満のもの。 体置計、電子レンジ、炊飯器、ビデオデッキ、扇風機、布団、毛布、掃除機、ガスコンロ、ラジオなど		その他 ●畳タタキ ●ボード ●火災オイル ●ペンキ ●シンナー・肥料 ●建築廃材 ●廃知取・農薬 ●土・砂・コンクリート ●灰(灰汁など)・土 ●洗剤などの包装容器		
	家電リサイクル法により、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンは販売店に引き取ってもらってください。		事業系ごみは市では収集しません。 市が許可した業者(許可業者)に依頼するか、又は自ら清掃工場(資源環境センター)へ搬入してください。※搬入の際は、搬入証明書が必要で、事業者の自己認識責任の徹底 事業者は事業内容によって生じた廃棄物の責任において直正に処理することが法律で規定されています。 事業系ごみとは 会社や飲食店・商店等の事業所に発生するごみをいいます。事業系ごみとは、他に料理廃棄物等のもののみならず、他に教育・社会福祉事業等の公共事業・公共サービスなどの事業も含まれます。		ごみ出しルールを守りましょう! ●もやせごみ、もやせごみ、危険ごみ、資源ごみ(紙類を除く)は、豊見城市指定のごみ袋に入れて出しましょう。指定袋以外の袋を使用した場合は、収集できません ●粗大ごみは必ず粗大ごみ処理券を貼って出してください。粗大ごみ処理券の貼られていないものは、収集できません		ごみ出しルールを守りましょう! ●引越しや、大掃除などで多量に出たごみは、自分で清掃工場(資源環境センター)へ直接搬入してください。 ※搬入の際には搬入証明書が必要で搬入証明書は生活環境課で交付いたします。		

問い合わせ先：生活環境課 850-5520

図4 家庭ごみの正しい分け方・出し方(豊見城市)

家庭ごみの正しい分け方・出し方



あさ8時00分までに決まった場所に出して下さい。

※一戸建て世帯は、各家庭の門口で収集します。団地アパートの世帯は、敷地内所定の場所で収集します。

資源ごみ	かん類	週1回	<p>飲料用のスチール缶、アルミ缶、菓子缶、缶詰の缶など。 ※スチール缶、アルミ缶には、表示マークがついています。</p>	<p>●フタはとって、もやせごみ袋又は、もやせごみ袋へ (取れないフタはそのまま出して下さい)</p>	<p>●中身は取り除き、軽く水洗いをして出して下さい。 ●ビールびんや一升びんなどのリターナブルびん (何度も繰り返し使用できるびん)は、できるだけ 風呂釜などに回収して下さい。 ※化粧品びん、油びんは、もやせごみ袋へ ※薬びんは、厚紙等に包み分別ごみへ</p>	<p>●瓶ごとに入れて出して下さい。 ●かごに入れて出して下さい。</p>
	びん類	曜日	<p>飲料用ジュース、ビール、酒類、ワイン、ウィスキー、ドリンク類、賞状利用のびん</p>	<p>●フタはとって、もやせごみ袋又は、もやせごみ袋へ (取れないフタはそのまま出して下さい)</p>	<p>●中身は取り除き、軽く水洗いをして出して下さい。 ●ビールびんや一升びんなどのリターナブルびん (何度も繰り返し使用できるびん)は、できるだけ 風呂釜などに回収して下さい。 ※化粧品びん、油びんは、もやせごみ袋へ ※薬びんは、厚紙等に包み分別ごみへ</p>	<p>●瓶ごとに入れて出して下さい。 ●かごに入れて出して下さい。</p>
紙・布類	ペットボトル	週1回	<p>飲料用・調味料用(しょう油・みんの容器)など (右のマークがあるものだけ出す。)</p>	<p>●フタをはずして、軽く水洗いをして出して下さい。 ●ラベルは、はがして、もやせごみ袋へ</p>	<p>●中身は取り除き、軽く水洗いをして出して下さい。 ●できるだけ乾かして出して下さい。</p>	<p>●瓶ごとに入れて出して下さい。 ●かごに入れて出して下さい。</p>
	新聞紙	曜日	<p>新聞紙(白紙を含む)</p>	<p>●マークがない新聞紙や食用紙用(ドレッシング、ソース)、洗剤、シャンプー、化粧品、医薬品などの包装紙は、もやせごみ袋へ</p>	<p>●中身は取り除き、軽く水洗いをして出して下さい。 ●できるだけ乾かして出して下さい。</p>	<p>●瓶ごとに入れて出して下さい。 ●かごに入れて出して下さい。</p>

もやせごみ	週2回	<p>生ごみ</p>	<p>食用油</p>	<p>プラスチック類</p>	<p>紙くず等</p>	<p>細かい枝・草葉類</p>	<p>その他</p>
	曜日	<p>※生ごみは、必ず水切りをしてから出して下さい。</p>	<p>※食用油は必ず水切りをしてから出して下さい。</p>	<p>※ペットボトル等は、水抜き後に出して下さい。</p>	<p>※新聞紙等は、必ず水切りしてから出す。</p>	<p>※細かい枝・草葉類は、必ず水切りしてから出す。</p>	<p>※その他は、必ず水切りしてから出す。</p>

もやせないごみ	週1回	<p>金属類なべ・やかんなど</p>	<p>小型の電化製品など</p>	<p>その他</p>
	曜日	<p>※金属類は必ず水切りをしてから出す。</p>	<p>※小型の電化製品は、必ず水切りしてから出す。</p>	<p>※その他は、必ず水切りしてから出す。</p>

有害・危険ごみ	週1回	<p>蛍光灯・電球・乾電池等</p>	<p>陶器・ガラス類、茶碗、皿、鏡など</p>	<p>カギ・ソリ・カッター</p>	<p>ライター</p>	<p>その他</p>
	曜日	<p>※蛍光灯・ガラス・びんの破片や刃物の部分は、新聞や厚紙などに包んでから出して下さい。</p>	<p>※陶器・ガラス類は、必ず水切りしてから出す。</p>	<p>※カギ・ソリ・カッター等は、必ず水切りしてから出す。</p>	<p>※ライターは、必ず水切りしてから出す。</p>	<p>※その他は、必ず水切りしてから出す。</p>

粗大ごみ	粗大ごみ(大)	<p>※重量が10kg以上 又は、体積が1m³ 以上のもの処理券 600円</p>	<p>ダンス ベッド マット ペット用(マットレス)ソファ 食卓 オルガンなど</p>
	粗大ごみ(小)	<p>※重量が10kg未満 又は、体積が1m³ 未満のもの処理券 300円</p>	<p>自転車 ビデオデッキ 洗濯機 冷蔵庫 ガスコンロ トースター カラーBOX ふとんなど</p>

粗大ごみの出し方

南城市シルバー人材センター
☎852-6655
受付時間 8:30~17:15
(18:00~19:00の受付)
土・日・祝祭日休み

家電リサイクル法により、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの回収は無料です。

●ブロック ●ガスボンベ ●その他

●テレビ ●エアコン ●冷蔵庫 ●洗濯機 ●エアコン

●上リソケット ●ボート ●火鋸 ●ペーパー・サンダー・型押し機 ●洗濯機(引っ掛けし) ●地盤掘 ●土・砂・コンクリート ●スチール(鋼骨) ●コンクリート ●その他

生ごみ処理券・処理費の返金について

ごみの減量化と生ごみを堆肥として有効利用を促進するため、生ごみ処理券に対し50,000円を限度に、また、生ごみ処理券1枚に対し、2,000円を上乗せに処理費を交付します。ただし、購入金の10%のみです。ご処理の方は、申請して下さい。

ごみ出しルールを守りましょう!

●ごみはきちんと分別して、指定袋に入れて出して下さい。
●粗大ごみは必ず粗大ごみ処理券(または4)を1点につき1枚を貼って出して下さい。粗大ごみ処理券の貼られていないものは、取扱できません。

●毎週日曜日、5月5日(こどもの日)、11月23日(勤労感謝の日)、1月1日~3日のごみ収集は休みです。
台風時(暴風警報が発令中)はごみの収集は行いません。次回に出して下さい。

●ごみを減らす工夫をしましょう! ●ごみはきちんと分別しましょう。
ごみについての問い合わせ先: 南城市役所 市民部 生活環境課 ☎946-8981

平成26年9月1日発行

図7 家庭ごみの正しい分け方・出し方(南城市)

家庭ごみの正しい分け方・出し方

八重瀬町

あさ8時00分までに決まった場所に出して下さい。

※一戸建て世帯は、各家庭の門口で収集します。団地・アパートの世帯は、敷地内所定の場所で収集します。

もやすごみ

週2回 1回目 曜日 2回目 曜日

出さずとも、指定袋に入れて出して下さい。※大量のごみは、指定袋に入れて下さい。

生ごみ	食用油	プラスチック類	紙くす等	細かい枝・草葉類	その他
 <p>※生ごみは、必ず水切りをしてから出して下さい。</p>	 <p>※牛乳パックなどに新聞紙・布等を詰め込み込ませて出すが、市販の油を固める商品の使用も可能です。</p>	 <p>CD、カセット、ビデオテープ、ビニール・ポリ袋、洗剤、スチロール、色紙トイ、シャンプー、洗剤、食用油等のプラスチックボトル、その他のプラスチック製品等</p> <p>※ペットボトルは、資源ごみへ</p> <p>※中身を完全に使い切ってから出して下さい。</p>	 <p>ファックス用紙(感熱紙) カバー用紙、ティッシュペーパー、紙類</p>	 <p>●2回目のもやすごみの日に2袋まで出して下さい。1回目のもやすごみの日は収集することができません。</p> <p>※およそ長さ50cm以内、幹まわり15cm以内、直径5cm以内のものを10kg以下で束ね、指定袋に入れて出して下さい。(それ以上のものは粗大ごみへ)</p>	 <p>靴は、ついで、ゴミ箱、新聞紙等</p> <p>●ふとん・毛布類は指定袋に入る大きさにカットしてもやすごみに入れ、入らないものは、粗大ごみとして出す。靴などの汚物は取り除きから出す。</p>

ペットボトル 飲料用・調味料用(しょう油・みりんの容器)など

週1回 曜日

ペットボトル(白・透明・茶色)は、指定袋に入れて出して下さい。※大量のごみは、指定袋に入れて下さい。

(右のマークがあるものだけ出す。)

※リサイクルするペットボトルには、ラベル部分やボトルの底にこのマークがついています。

●マークがない容器や食用油(ドレッシング、ソース)、洗剤、シャンプー、化粧品、医薬品などの容器は、もやすごみへ

●フタは必ず、必ず水洗いして出して下さい。(フタは、もやすごみ又は、もやせごみへ)

●ラベルは、はがして、もやすごみへ

食品トレイ(肉・魚などの白いトレイ)

週1回 曜日

●必ず水洗いし、乾かして出して下さい。

●発泡スチロールや色つきトレイは、もやすごみへ

●中身は取り除き、必ず水洗いをして出して下さい。

●空のペンキ缶は、もやせごみへ

※たばこなどの異物が入っているリサイクルできません。

かん類

週1回 曜日

飲料用のスチール缶、アルミ缶、菓子缶、缶詰の缶など。

●スチール缶、アルミ缶には、表示マークがついています。

びん類

週1回 曜日

飲料用、ジュース、ビール、清酒、ワイン、ウイスキー、ノンアルコール、調味料用のびん、化粧びん、油びん、ガラス、ガラス

●フタはとって、もやせごみ又は、もやせごみへ

●中身は取り除き、必ず水洗いをして出して下さい。(有蓋も繰り返し使用できるびん)は、できるだけ洗剤などでお濯ぎ下さい。

●割れたものは、厚い紙等に包み危険ごみへ

新聞紙 **本類** **ダンボール** **牛乳パック** **布類**

週1回 曜日

新聞紙(白紙も含む) 漫画本 雑誌本 辞書本 辞書箱

ダンボール(テープ、ホチキスは剥いて下さい)

牛乳パック等は、洗って切り開いて、ひもで十字に吊って下さい。(中身がアルミコーティングされているものは、もやすごみへ)

●紙類・布類は、濡れるとリサイクルできません。雨の日は次回へ出して下さい。

●資源化できないもの(ファックス用紙(感熱紙)・写真用紙・破の付いた封筒・カーボン用紙・下着類(上記のものは、もやすごみへ))

●雨の日は次回へ……

もやせごみ

週1回 曜日

出さずとも、指定袋に入れて出して下さい。※大量のごみは、指定袋に入れて下さい。

金属類・なべやかんなど **陶器類** **小型の電化製品など** **その他**

●おむね重さ5kg以内で袋が破れないように出して下さい。

●発泡スチロール、色つきトレイは、もやすごみへ

●プラスチック、ゴム製はもやすごみへ

有害・危険ごみ

週1回 曜日

出さずとも、指定袋に入れて出して下さい。※大量のごみは、指定袋に入れて下さい。

蛍光灯・電球等 **割れた陶器、ガラス、ガラスなど** **カミシロ、カッター、包丁、のこぎりなど** **ライター、乾電池** **その他**

●蛍光灯・びん・陶器などの割れ物や刃物の部分は、新聞紙などで包んで「危険」と書いて指定袋に入れて出して下さい。

●電池は透明な小袋に入れてから指定袋に入れて下さい。

●カサ、ハンガーはテープ等で束ねてから指定袋に入れて下さい。スプレー缶、ペンキ缶は必ず空にしてから。

指定された日

粗大ごみ(大)

●重量が10kg以上又は、容量が1m³以上のもの 処理券600円

粗大ごみ(小)

●重量が10kg以下又は、容量が1m³以下のもの 処理券300円

●処理券は、町内の農協スーパーのレジ又はコンビニなどで販売しています。

●粗大ごみは、事前に電話で申し込み、粗大ごみ処理券(大または小)を貼って出してください。(1点につき1枚)

●1回の申込は、原則として4点までです。収集日は、申込時にお知らせします。

●木の枝・板切れは、長さ1m以内にカットし、重さ10kg未満に束ねて出して下さい。

●パソコンは平成15年10月よりメーカー回収になり、市町村では回収できません。販売店等に確認して下さい。

受付時間 8:30~17:00 (12:00~13:00は除く) 土・日・祝祭日休み

申込先 998-4677

家電リサイクル

後場では回収しません。家電リサイクル法による、販売店に回収申し込みます。

●エアコン ●テレビ ●冷蔵庫 ●洗濯機 ●エアコン ●冷蔵庫 ●洗濯機 ●テレビ

町で収集できない物 (産業廃棄物処理業者へ)

●ブロック ●ガスコンロ ●ピアノ ●タイヤ ●バルブ ●その他

その他

●車上タンク浄化槽 ●ボート ●車載 ●火災警報器 ●ハンギング ●シンナー ●肥料 ●建築材料 ●破損品 ●化学薬品 ●養生土砂 ●コンクリート ●表層(農業用) ●ニール ●注射針 ●その他

町が収集しないごみ

●引越用 ●大量のごみ ●は自ら処理施設へ搬入して下さい。その際、ごみ搬入許可証を住民課環境課に発行しますので、受け取ってから搬入して下さい。

●事業系 ●店舗、会社、事務所などの事業活動によって出たごみは、町では収集できません。(許可業者と契約して処理するか、自ら処理施設へ搬入して下さい。)

●危険物 ●法律に定める危険物(建築材料、コンクリート片などは、専門業者へ処理を依頼して下さい。)

ごみ出しルールを守りましょう!

●ごみはきちんと分別して、指定袋に入れて出して下さい。

●粗大ごみは必ず粗大ごみ処理券(大または小)を1点につき1枚を貼って出して下さい。粗大ごみ処理券の貼られていないものは、収集できません。(家電リサイクル法対象品目は別で収集しています。)

ごみを収集しない日

●毎月曜日、5月5日(こどもの日)、11月23日(勤労感謝の日)、1月1日~3日、●暴風警報発令中はすべてのごみの収集を中止します。(1日の途中でも中止になります。)

●ごみを減らす工夫をしましょう! ●ごみはきちんと分別しましょう。(生ごみ処理機の購入補助制度がありますのでご活用下さい。)

ごみについての問い合わせ先: 八重瀬町役場住民環境課 ☎998-8203

平成26年2月発行

図8 家庭ごみの正しい分け方・出し方(八重瀬町)

(3) 処理施設の整備

廃棄物処理施設

ごみの適正処分を実施するため、表 5、5-2、5-3 のとおり必要な施設整備を行う。

表 5 整備する処理施設（糸豊環境美化センター）

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ごみ焼却施設	廃棄物処理施設基幹的設備改造事業	200 t / 日	沖縄県糸満市 字東里 74 番地の 1	H28. 4. 1 から H30. 3. 31

※ 現有処理施設の概要を添付（現有施設名、所在地、種類、処理能力等、処理する廃棄物、竣工年月について一覧表としたもの）（別添 1）

《整備理由》

事業番号 1 既存ガス冷却設備の老朽化

表 5-2 整備する処理施設（東部環境美化センター）

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
2	ごみ焼却施設	廃棄物処理施設基幹設備改造	98 t / 日	与那原町板良敷 1612 番地	H29. 4. 1 から H31. 3. 31

現有施設の状況は添付資料参照

《整備理由》

事業番号 2 既存施設の設備老朽化及び施設長寿命化

表 5-3 整備する処理施設（糸豊環境美化センター）

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
3	ごみ焼却施設	廃棄物処理施設基幹設備改造	200 t / 日		H31. 4. 1 から H33. 3. 31

現有施設の状況は添付資料参照

《整備理由》

事業番号 3 既存施設の設備老朽化及び施設長寿命化

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

糸豊環境美化センターにおいては、溶融スラグを土木工事へ有効利用するため、生成されたスラグを公共工事土木資材として資源化行っており、今後も継続していく。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

構成市町では、ホームページ等による家電リサイクル法に関する普及活動を行っており、

各施設においても住民に対し、家電リサイクル法について、指導等を行っている。これらの取り組みを今後も継続していく。

ウ 不法投棄対策

不法投棄については、構成市町において広報誌による普及啓発や不法投棄防止のための看板設置、定期的な巡回パトロール等を行っており、これらの取り組みを今後も継続していく。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時の廃棄物処理については、構成市町において「一般廃棄物処理基本計画」、「地域防災計画」に基づき収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制等の確立が策定されている。

今後、「災害廃棄物対策指針(平成26年3月) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部」に基づき、構成市町においても災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時の廃棄物処理を迅速かつ適切に実施できるよう、当該計画の策定を検討していく。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、国及び沖縄県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 27 年度)

1 地域の概要

(1)地域名	沖縄県南部地域	(2)地域内人口	247,986 人	(3)地域面積	164.06 km ²
(4)構成市町村等名	糸満市、豊見城市、与那原町、西原町、南城市、八重瀬町	(5)地域の要件	人口 面積 (沖縄) 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合名：南部広域行政組合		設立(予定)年月日：昭和 56 年 3 月設立、認可		

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)					目標	
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 34 年度	
排出量	事業系 総排出量 (トン)	20,015	21,132	21,233	19,634	22,536	21,626 (-4.0%)	
	1 事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	3.5	3.5	3.5	3.3	3.8	2.32 (-10.5%)	
	生活系 総排出量 (トン)	32,519	33,644	33,657	33,022	45,836	45,822 (-0.03%)	
	1 人当たりの排出量 (kg/人)	171.1	174.9	170.0	168.0	171.0	157.4 (-16.6%)	
	合計 事業系生活系排出量合計 (トン)	52,534	54,774	54,890	52,656	68,372	67,448 (-1.4%)	
再生利用量	直接資源化量 (トン)	2,997 (5.7%)	3,951 (7.2%)	4,042 (7.4%)	2,949 (5.6%)	2,673 (3.9%)	3,431 (5.1%)	
	総資源化量 (トン)	5,116 (9.7%)	10,315 (18.8%)	10,793 (19.7%)	9,619 (18.3%)	10,700 (15.6%)	15,712 (23.3%)	
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	0	0	0	0	0	0	
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	40,752 (77.6%)	42,259 (77.2%)	41,743 (76.0%)	40,459 (76.8%)	53,473 (78.2%)	47,622 (70.5%)	
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	6,745 (12.8%)	2,280 (4.2%)	2,442 (4.4%)	2,576 (4.9%)	4,270 (6.2%)	4,165 (6.2%)	

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(別添 2(1)～別添 2(3))

※ 排出量及び処理量の割合は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
ごみ焼却施設	南部広域行政組合	全連続燃焼式	有	200t/日	H10.4	H31.4	老朽化	全連続燃焼式	H33.3	200t/日	基幹的設備改造
粗大ごみ処理施設	〃	破碎・選別等	有	30t/5h	H10.4						
マテリアルリサイクル推進施設	〃	ストーカ直結溶融炉	有	22t/日	H23.12						
ごみ焼却施設	〃	全連続燃焼式	有	98t/日	S60.3	H28.4	老朽化、長寿命化	全連続燃焼式	H31.3	98t/日	基幹的設備改造

※ 現有施設の所在地は別添 1 (1)、(2) の通りとなっている。

様式2 (糸豊環境美化センター)

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成27年度)

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考		
			単位		開始	終了	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度			
○熱回収等に関する事業							1,272,035	602,543	669,492	0	0	0	0	1,272,035	602,543	669,492	0	0	0	0	
廃棄物処理施設基幹の設備改修事業	1	糸満市・豊見城市 清掃施設組合	200	t/日	H28	H29	1,272,035	602,543	669,492	0	0	0	0	1,272,035	602,543	669,492	0	0	0	0	糸満市 豊見城市
○熱回収等に関する事業																					
廃棄物処理施設基幹の設備改修事業	3	南部広域行政組 合	200	t/日	H31	H32	123,660				2,500	121,160					2,500	121,160			糸満市 豊見城市
合計							1,395,695	602,543	669,492	0	2,500	121,160	0	1,395,695	602,543	669,492	0	2,500	121,160	0	

様式2 (東部環境美化センター)

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成29年度)

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考			
			単位		開始	終了	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度				
○廃棄物処理施設基幹の設備改修							256,597	100,764	155,833	0	0	0	256,597	100,764	155,833	0	0	0		
廃棄物処理施設基幹の設備改修事業(焼却施設)	2	南部広域行政組 合	98	t/日	29	30	256,597	100,764	155,833				256,597	100,764	155,833					与那原町、西原町、 南城市、八重瀬町
合計							256,597	100,764	155,833	0	0	0	256,597	100,764	155,833	0	0	0		

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画						備考	
					開始	終了		平成	平成	平成	平成	平成	平成		
								28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	ごみ有料化	ごみ減量の状況に応じて、有料化の金額の見直しを検討する。	糸満市 豊見城市 南部広域行政組合	H28	H33		有料化の金額の見直しの検討							
			概ね5年に1回の頻度で3R推進のための適正な料金の見直しを検討。	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町 南部広域行政組合	H29	H33		事業実施							
	12	環境教育、普及啓発	施設見学の実施、使い捨て商品の自粛及びごみ分別徹底の普及啓発	糸満市 豊見城市	H28	H33		環境教育、普及啓発							
			エコクラブの支援、環境活動のコーディネート、環境クリーン指導員の育成。	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町	H29	H33		事業実施							
	13	マイバッグ運動の推進	レジ袋の配布・受取の自粛を推進していく	糸満市 豊見城市 与那原町 西原町 南城市 八重瀬町	H28	H33		普及啓発							
								事業実施							
	14	生ごみ処理器の普及	生ごみ処理器の購入補助の実施	糸満市 豊見城市 与那原町 西原町 南城市 八重瀬町	H28	H33		事業者との協議、普及啓発							
								事業実施							
	15	事業系一般廃棄物の減量	資源化・減量化計画の策定の推進、指導を行っていく。	糸満市 豊見城市	H28	H33		分別区分、収集及び処理体制の継続							
								事業実施							
	処理体制の構築、変更に関するもの	21	生活系ごみ・事業系ごみの処理体制	現状の分別区分、収集及び処理体制を継続していく。	糸満市 豊見城市 南部広域行政組合	H28	H33		事業実施						
		22	新たな資源化の推進	資源化品目の調査検討、リサイクルルートの確保	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町	H29	H33		調査 事業実施						
		23	事業者による排出抑制	大型施設、製造業者に対する指導等の強化	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町	H29	H33		事業実施						

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付 金必 要の 要否	事業計画						備考
					開始	終了		平成	平成	平成	平成	平成	平成	
								28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
処理施設 の整備に 関するもの	1	基幹的設備改造事業 (一搬廃棄物焼却施設)	既存施設が老朽化していることから、施設の基幹的設備改造工事を行う。	糸満市・豊見城市清掃施設組合	H28	H29	○	基幹的設備改造工事						
	2			南部広域行政組合（東部環境衛生課）	H29	H30	○	基幹的設備改造工事						
	3			南部広域行政組合（糸豊環境衛生課）	H31	H32	○	基幹的設備改造工事						
その他	31	再生利用品の需要拡大	リサイクル製品の公共施設等での利用、溶融スラグの再利用	南部広域行政組合（糸豊環境衛生課）	H28	H33		普及啓発						
	32	家電リサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発	糸満市 豊見城市 与那原町 西原町 南城市 八重瀬町	H28	H33		事業実施						
	33	不法投棄対策	地域パトロール、看板の設置、不法投棄防止キャンペーンの実施	糸満市 豊見城市 与那原町 西原町 南城市 八重瀬町	H28	H33		事業実施						
	34	災害時の廃棄物処理に関する事項	災害廃棄物処理計画の策定検討	糸満市 豊見城市 与那原町 西原町 南城市 八重瀬町 南部広域行政組合	H28	H33		計画策定及び広域的処理体制の構築						

施設概要（ごみ焼却施設）
（廃棄物処理施設基幹的設備改造）

都道府県名 沖縄県

(1) 事業主体名	南部広域行政組合（糸満市、豊見城市）
(2) 施設名称	糸豊環境美化センター ごみ焼却施設
(3) 工期	平成 28 年度 ～ 平成 29 年度
(4) 施設規模	処理能力 200t/日（100 t/日×2炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 %） ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 有（熱回収率 %） ・ <input type="radio"/> 無
(7) 地域計画内の役割	既存焼却施設の老朽化による処理能力の回復およびごみの適正処理
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	
(11) 回収ガスの利用計 画	

(12) 事業計画額	1,338,984千円
------------	-------------

施設概要（ごみ焼却施設）
（廃棄物処理施設基幹的設備改造）

都道府県名 沖縄県

(1) 事業主体名	南部広域行政組合（糸満市、豊見城市）
(2) 施設名称	糸豊環境美化センター ごみ焼却施設
(3) 工期	平成 31 年度～平成 32 年度
(4) 施設規模	処理能力 200t/日（100 t /日×2炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 %） ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 有（熱回収率 %） ・ <input type="radio"/> 無
(7) 地域計画内の役割	既存焼却施設の老朽化による処理能力の回復およびごみの適正処理
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラッグの利用計画	
---------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	1 2 3, 6 6 0 千円
------------	-----------------

施設の概要（熱回収施設系）

都道府県名：沖縄県

(1) 事業主体名	南部広域行政組合（与那原町、西原町、南城市、八重瀬町）
(2) 施設名称	東部環境美化センター
(3) 工期	平成29年度～平成30年度
(4) 施設規模	処理能力 98 t/日（49 t/24 h × 2 炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式ストーカ
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 %） ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 有（熱回収率 %） ・ <input type="radio"/> 無
(7) 地域計画の役割	既存施設の機能回復及び延命化
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 Nm^3/t 2. 発生ガス量 $\text{Nm}^3/\text{日}$
(11) 回収ガスの利用計画	

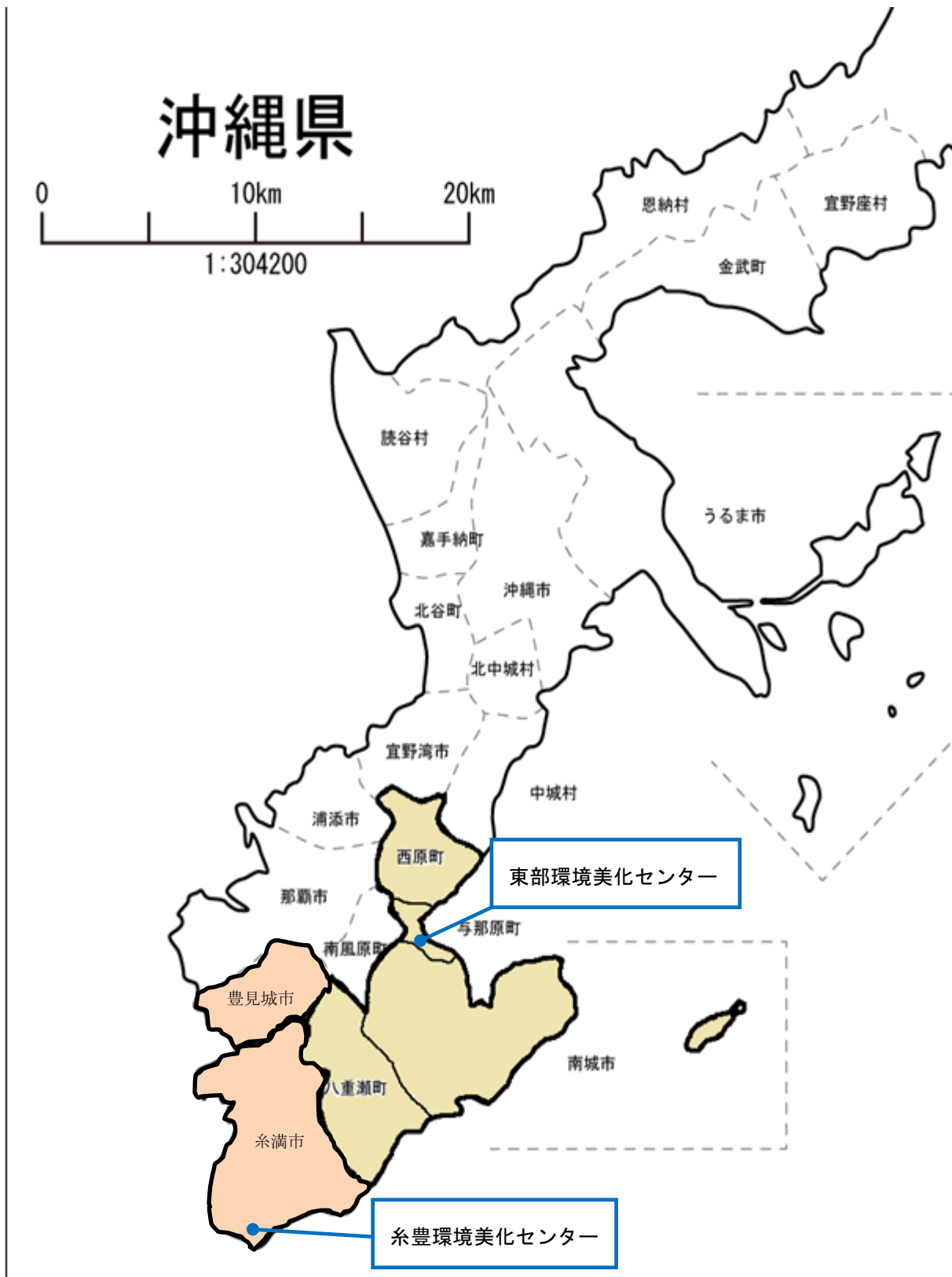
(12) 事業計画額	256,597千円
------------	-----------

現有処理施設の概要

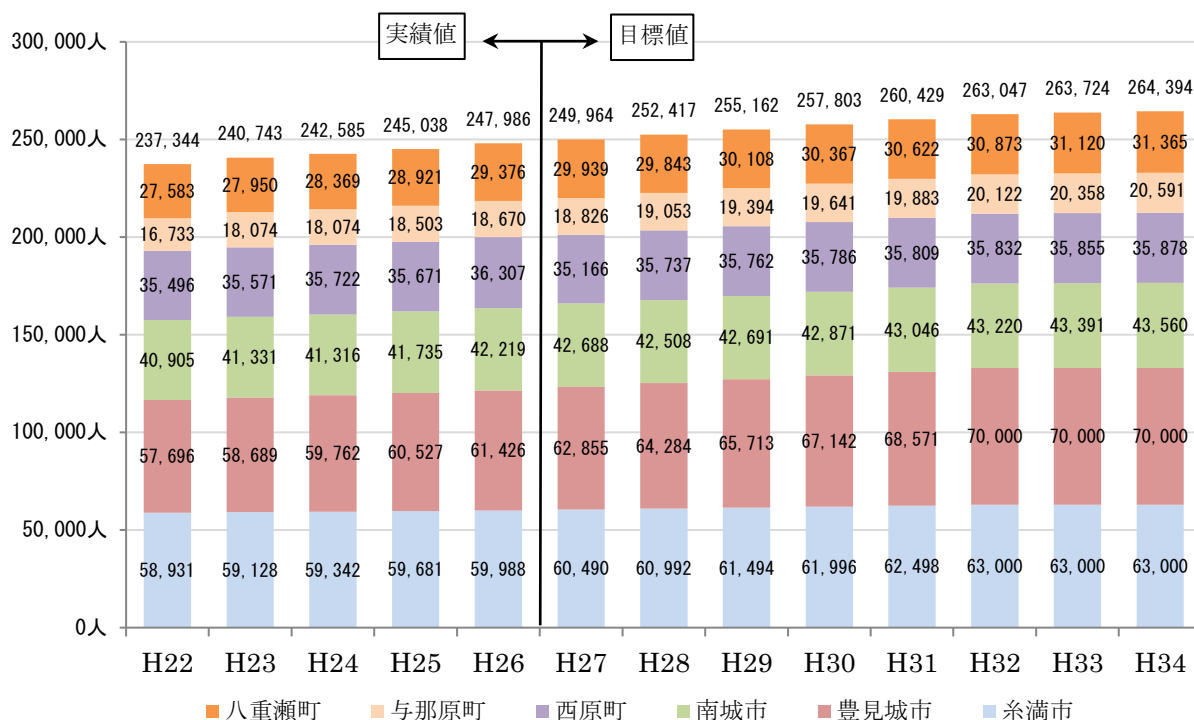
現有施設名 (所在地)	施設種別	処理及び 保管する 廃棄物	処理能力 又は 埋立容量	所在地	竣工年
糸豊環境美化センター	ごみ焼却施設	可燃ごみ	200t/24h	沖縄県糸満市 字束里74番地の1	H10.4
	粗大ごみ処理施設	不燃ごみ 粗大ごみ 資源ごみ	30t/5h		H10.4
	マテリアルリサイクル推進施設	焼却灰	22t/24h		H23.12
東部環境美化センター	ごみ焼却施設	可燃ごみ	98t/24h	沖縄県与那原町字板 良敷1612番地	S60.3

※現有施設所在地は別添1(2)の通り

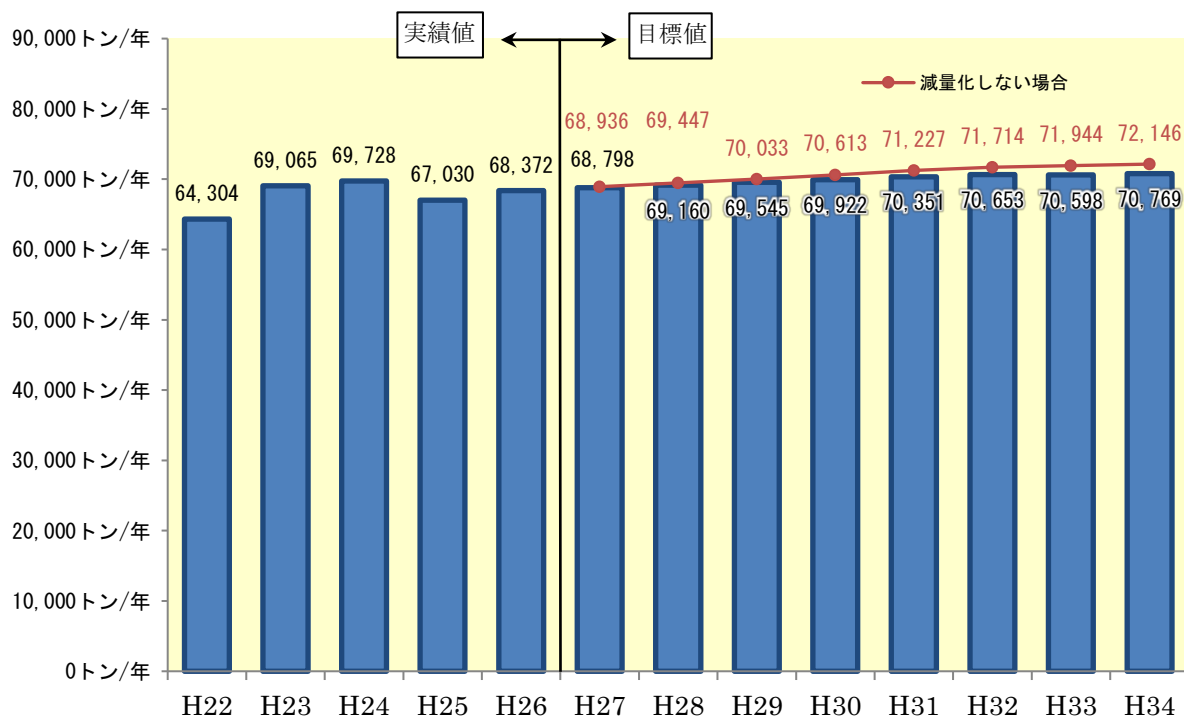
対象地域図



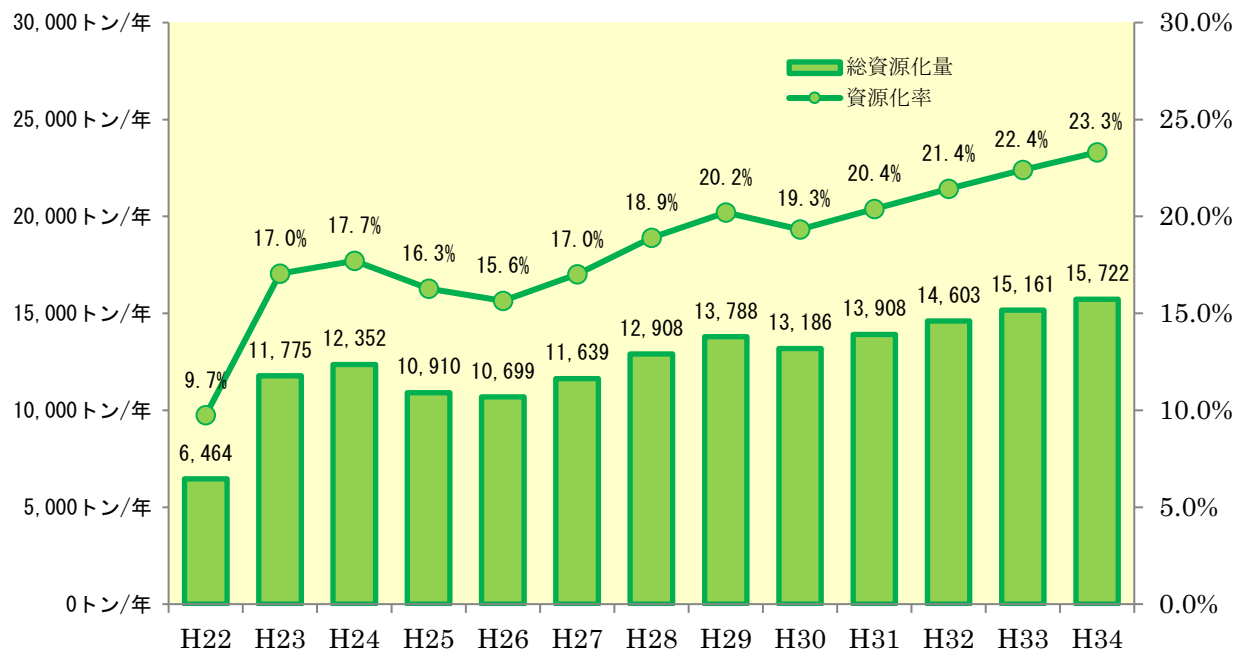
行政人口の実績と値と予測値



ごみ総排出量の実績値と目標値



総資源化量と資源化率の実績値と目標値



最終処分量と最終処分率の実績値と目標値

